

盛岡 Value City 株式会社エンドユーザー利用条件

盛岡 Value City 株式会社が提供するアプリサービス又は製品（以下「製品」といいます）の利用者（以下「エンドユーザー」といいます）は、盛岡 Value City 株式会社が定める以下の条項（以下本別紙において「本利用条件」といいます。）を理解し、同意し、遵守すること条件として、製品を使用する権利が許諾されるものとします。

1. 定義

「関連機関」とは、盛岡 Value City 株式会社と契約を締結するあるあらゆる事業者・自治体を意味します。「公表仕様」とは、盛岡 Value City 株式会社が公表し、エンドユーザーが利用可能な状態になっているユーザーマニュアルその他の対応する資料を意味します。

2. 使用上の制限事項

（１）エンドユーザーは、製品の利用に関し次の各号に定める行為を行わないものとします。

- i. 製品の全体又は一部を改変したり、翻訳したり、製品から派生物を作成する行為
- ii. 法令によって明示的に許可されている場合を除き、製品の全体又は一部を分解、逆コンパイル、リバースエンジニアリングしたり、その他の試みにより、製品のソースコード、方法論、解析、又は結果を引き出そうとする行為
- iii. 製品上の、又は製品内の著作権、専有権又は知的財産に関する表示を削除、変更、又は隠蔽する行為
- iv. 盛岡 Value City 株式会社の書面による明示的な許可がなく、関連機関を除く第三者に、製品を使用させる行為
- v. 製品の公表仕様に従って具体的に許可されている場合、若しくは合理的な数のアーカイブ又はバックアップコピーを作成するという具体的目的がある場合を除いて、製品を複製する行為

3. 非保証

本利用条件において明示的に規定されている保証を除き、また、法令により許可されている最大限の範囲で、製品は、「現状有姿」で提供されます。盛岡 Value City 株式会社は、製品の正確性、完全性、特定の目的への適合性、取引の過程又は商習慣上想定されるあらゆる保証を含め、明示的又は黙示的の如何を問わず、いかなる保証も行いません。盛岡 Value City 株式会社は、(I) 製品がエンドユーザーの要件を満たすこと、(II) 製品の使用が中断されていないこと、又はエラーがないこと、あるいは、(III) 製品が、既知又は未知の如何を問わず、可能性のあるすべての脅威に対する保護を提供することを保証しません。

4. 第三者の権利侵害

（１）盛岡 Value City 株式会社は、本規約及び本利用条件に基づいて盛岡 Value City 株式会社からお客様に提供された盛岡 Value City 株式会社製品が、第三者の特許、著作権、商標又は企業秘密を侵害又は不正利用しているという申し立てに基づいてお客様に対して何らかの訴訟(以下「申し立て」といいます)が提起された場合、自己の費用負担によりお客様

を弁護し、当該申し立ての結果、判決によりエンドユーザーが支払いを命じられた賠償金又は和解においてエンドユーザーが支払うことが決定した賠償金のうち、製品に原因があるとされた損害の賠償金を支払います。ただし、エンドユーザーは、(i) 当該申し立てについて盛岡 Value City 株式会社に速やかに書面で通知し、(ii) 当該申し立ての弁護及び和解に関する単独裁量権を盛岡 Value City 株式会社に与え、(iii) 当該申し立ての弁護または和解のために盛岡 Value City 株式会社が要請する支援に関し、合理的な協力を提供するものとし、盛岡 Value City 株式会社は、エンドユーザーが盛岡 Value City 株式会社の明確な事前同意なしに何らかの和解または譲歩を行った場合、当該和解または譲歩の拘束は一切受けられないものとし、

(2) 製品が申し立ての対象となった場合、又は、盛岡 Value City 株式会社が、製品が申し立ての対象となる可能性が高いと判断した場合、盛岡 Value City 株式会社は、自己の単独裁量権に基づき、同じく自己の単独費用負担で、以下のいずれかを行うことができます。

- i. エンドユーザーのために、当該製品を引き続き提供するための権利を確保すること
- ii. 申し立てを回避するために当該製品を交換または修正すること

(3) 盛岡 Value City 株式会社の合理的努力にもかかわらず前項各号に定める対応のいずれも実施できない場合には、盛岡 Value City 株式会社は、エンドユーザーから当該製品の返品を受け付け、当該製品の代金から、エンドユーザーが製品の利用を開始した日から起算して 5 年間の定額減価償却計算にて減価償却した金額のクレジットをエンドユーザーに提供することができるものとし、

(4) 本条に基づく盛岡 Value City 株式会社の義務は、次の各号に定める事項に起因する申し立てについては、適用されないものとし、

- i. 製品に、盛岡 Value City 株式会社または盛岡 Value City 株式会社が指定する第三者以外の者が改造を施したこと、
- ii. 製品を、盛岡 Value City 株式会社が指定したものではないハードウェアまたはソフトウェアと組合せ、稼働又は使用したこと（そのような組み合わせ、稼働または使用を行わなければ、申し立てが起こらなかったであろう場合）、
- iii. 製品の最新のバージョンまたはリリースを使用しなかったこと、
- iv. 盛岡 Value City 株式会社が、エンドユーザーによる明示的または書面での設計、仕様等に関する指示を遵守したこと
- v. 公表仕様に従うことなく、製品を使用したこと

(5) 本条の規定は、あらゆる第三者からの知的財産権の侵害または不正利用の申し立てに関連する、盛岡 Value City 株式会社の唯一かつ排他的責任及び唯一かつ排他的救済措置を規定するものです。

5. 責任の制限

- (1) 法令により許可されている限り、エンドユーザー及び盛岡 Value City 株式会社は、製

品の使用に関連又は起因して生じるいかなる特別損害、間接的損害、付随的損害、懲罰的損害又は結果的損害（ビジネス、データ、利益又は使用の損失、あるいは代用製品、サービス又はその他の物品を調達するための費用を含むがこれらに限定されない）の責任も負わないものとします。これは、当該責任が、どのような法理に基づくものかに関わらず、また、各当事者がそのような損失又は損害の可能性について通知を受けていたか否かは問いません。

(2) 法令により許可されている限り、いかなる場合においても、製品の使用に起因又は関連して、責任の制限は以下に起因するものには適用されないものとします。

i. 死亡又は負傷

ii. 本利用条件第 2 条(使用上の制限事項)の違反によってエンドユーザーが盛岡 Value City 株式会社に生じさせた損害及び本利用条件第 4 条（第三者の権利侵害）に規定する盛岡 Value City 株式会社が支払う賠償金

iii. 製品に関するエンドユーザーの支払義務